

県広域連合パブリックコメントへの意見送付

2015/10/30 17:13 メール送信

神奈川県後期高齢者医療広域連合 御中

貴広域連合が後期高齢者医療制度の推進に当たられておられることに、心から敬意を表します。さて、第3次広域計画の「素案」にある「医療費適正化」、「制度運営」、「健康増進」等について、意見を述べさせていただきます。

1) 「医療費適正化」について

「素案」ではレセプト点検の推進、後発医薬品の普及啓発、医療費通知、重複・頻回受診者や重複投薬者の訪問相談などが挙げられ、それぞれ適正に対応することの必要性は理解し、訪問相談は評価したいと思います。ただし、社会保障制度改革国民会議の報告書にあったとおり現在国においては医療費抑制を図る観点から諸施策を進めており、“後発医薬品の強制”や“フリーアクセスの制限”などにつながらないように求めたいと思います。この点を文書として盛り込むべきと考えます。

2) 「制度運営」について

「素案」では市町村との連携による事務の効率化が挙げられ、業務委託や事務の電算化、コールセンターとの連携、収納対策実施計画の推進等を課題として掲げています。

昨年度は収納率が引き上がりましたが、国においては保険料軽減対象の拡大を図りつつも特例軽減廃止を決めており、低所得者の生活実態には注意を払う必要があると考えます。今後とも強権的な徴収強化を招かないよう求めたいと思います。「低所得者の生活実態に配慮した運営」などの文言の挿入が必要だと考えます。

短期証の交付が収納率向上に効果があったと評されていると思いますが、県内市町村に於いても広域連合基準より高い交付基準を設定している自治体があります。高齢者の生活実態に配慮した措置と考えます。また、横浜市国保では短期証の有効期限6カ月を1年に変更したと聞き及びます。そもそも貴広域連合では有効期限4年間の被保険者証を交付されてきました。「短期証に頼らない滞納対策」を求めます。

なお、交付する場合でも「納付相談」や「来庁」等を交付の要件としないよう、有効期限直前に次期短期証を自動的に交付するよう努めていただきたいと思います。住所不明者以外の短期証の「留置き」が発生しないよう、市町村への徹底を求めます。

3) 「健康増進」について

保健事業実施計画の着実な実施が強調され、健康診査、歯科健康診査、健康相談、健康教育等の事業の推進が挙げられていますが、十分に推進を図っていただきたいと思います。そのためには高確法では「できる規定」とされている健康診査の対象の拡大、補助金の増額、相談体制の拡充（増員）などが必要だと考えますので、ご努力いただきたいと思います。なお、より責任を持った業務遂行の観点から、相談体制の強化は業務委託（非正規労働者の活用）ではなく可能な限り自治体の正規雇用として増員を図るべきです。

4) その他

滞納を生まない「誰でも払える保険料」の実現と「生活困窮減免の創設」など、負担軽減策の強化を求めたいと思います。

神奈川の所得に対する保険料負担率は7.4%で全国との比較では30位（H25年度実績比較）とのことですが、国民年金受給者の収入は40年間満額掛けても月額66,000円程度で、厚生年金でも確か14万円程度だったと思います。被用者保険と比較して負担率は高く、絶対額で見れば所得の7%は大きいと言えます。第3次広域計画に於いてこの改善を図っていただくよう強く求めたいと思いますし、特別会計の2014年度決算を受けて貴広域連合は「これ（2014年度剰余金33億602万円）に27年3月末の基金残高を加えた123億5030万円が、現段階での当広域連合の余裕資金といえます」としており、被保険者一人13,600円に相当します。次期計画を待たずに実施を求めます。

以上

県社保協・佐々木が提出した意見